

家電リサイクル法に係る 家電4品目の有料収集を実施します

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4つの家電製品を廃棄する時には、平成10年に制定された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、消費者はリサイクル料金を負担し、小売業者が引き取り、メーカー等がリサイクルをすることが義務づけられています。通常は、買い換えの時に小売業者が有料で引き取ることとなっていますが、廃棄できないまま不用家電製品を保有している方がいると思われます。

このようなことから、不燃ゴミ特別収集に併せて不用になった家電リサイクル法4品目の製品を**有料**で収集します。料金は品目やメーカー、大きさにより定められていますので、料金の目安を御参照願います。

有料収集を利用する方は、指定場所へ現物を各自持ち寄ってください。

令和6年 8月18日(日)

《指定場所》

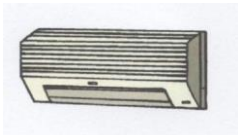
田子内地区	8:00 ~ 9:30	役場車庫前駐車場
岩井川地区	10:00 ~ 11:30	ゆるるん駐車場
椿川地区	13:00 ~ 14:00	まるごと自然館駐車場
大柳地区	14:30 ~ 15:30	大柳センター駐車場

地区に関係なく、村民であれば各会場で受付できます。

《収集対象家電4品目》

- ① 家庭用エアコン
- ② テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機

《料金の目安》※運搬料込みの目安額です

エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
			
3,400円～7,000円	3,900円～5,800円	6,300円～8,800円	4,500円～5,400円

※指定時間以外に置いていたりしないでください。その場合は収集できませんので御了承ください。

※裏面は不燃ゴミ特別収集のお知らせになっております。